

重要事項説明書

(訪問リハビリテーション)

利用者： _____ 様

医療法人社団 みどり会 にしき記念病院

利用者に対する訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービスの提供開始にあたり、当該事業所が利用者に説明すべき事項は次の通りです。

1 指定訪問リハビリテーションサービスを提供する事業者について

法人名	医療法人社団 みどり会
代表者氏名	理事長 井手 通雄
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	兵庫県丹波篠山市西谷 575-1 電話 079-593-1352 FAX 079-593-1362

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	医療法人 社団 みどり会 にしき記念病院
介護保険指定事業者番号	2811401047
事業所所在地	兵庫県丹波篠山市西谷 575-1
連絡先 相談担当者名	電話 079-593-1352 FAX 079-593-1362 訪問リハビリ 相談担当者：多谷 美恵
サービス種類	訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション
サービス提供地域	丹波篠山市内

(2) 事業目的と運営方針

事業の目的	要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある者の自宅を訪問し、心身機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるため、理学療法等の必要なリハビリテーションを行うことを目的とする。
運営の方針	居宅介護支援事業者その他、保健医療福祉サービスを提供する者と密接に連携し、総合的なサービスの提供に努めながら利用者の居宅において理学療法、その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図ることとする。

(3) 訪問リハビリテーションの営業日及び営業時間

営業日	月曜日・水曜日（年末年始・祝日は休み）
営業時間	13：30から15：30

(4) 事業所の職員体制

管理者	院長 井手 通雄
-----	----------

リハビリテーション従業員 理学療法士 1名（非常勤）

3 提供するサービス内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービス内容
訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法を行い心身の機能維持回復を図ることとする。

(2) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

基 本 報 酬	単位数	利用料	利用者負担額
外部サービス訪問リハビリテーション	277単位 / 回	2,770円	277円
介護予防訪問リハビリテーション	298単位 / 回	2,980円	298円
訪問リハビリテーション	308単位 / 回	3,080円	308円

※1単位の単価は10円となります。

※円換算は自己負担割合が1割の場合の料金になります。

※上記利用料、利用者負担額は1日20分（1回）のサービスを提供した金額になります。

※訪問リハ・介護予防訪問リハは週に6回が上限になり、7回目以上のサービスは保険適応外になり全額自己負担となります。

(3) その他の費用

① 交 通 費	利用者の居宅が丹波篠山市内の場合、交通費の実費は請求いたしません。
②キャンセル料	キャンセル料は発生いたしません。

(4) 利用料、利用者負担額の請求及び支払い方法について

1 通常の利用料（1割から3割負担）

2 利用料は現金払いか銀行振込でお支払い頂きます。ご利用された月末締めで請求書を作成し、翌月半ばまでに手渡しもしくは銀行振込、お支払期限はご利用された翌月末とさせていただきます。
なお、銀行振込の振込手数料はご利用様にご負担いただくことになります。

3 公費負担医療

対象となるときは、資格証明を確認し、サービス提供票に従い公費適用後の本院負担を踏襲する。

対象として①障がい者自立支援法の更正医療、②原爆被爆者援護法の一般疾病医療費給付、③特定疾患治療研究事業、④先天性血液凝固因子障害等治療研究事業などがあげられる。

4 サービスの提供にあたって

サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証の記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。

5 当事業所の連絡窓口（サービス提供に関する相談・キャンセルについて）

※予約のキャンセルにつきましては前営業日の17時までにお願ひします。急な体調不良や発熱等は当日キャンセルでも結構です。

担 当 部 署	リハビリテーション科
担 当 者	多谷 美恵
連 絡 先	電話：079-593-1352
受 付 時 間	9:00～12:00 16:00～19:00（土日・祝日は営業外）

6 訪問リハビリテーション計画書の交付

医師及び理学療法士は、医師の診療および利用者に係わる地域包括支援センター及び居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画」に基づき、利用者の病状、心身の状況、また利用者や家族の希望及びその置かれている環境を踏まえて、「訪問リハビリテーション計画」を作成します。なお、作成した「訪問リハビリテーション計画」は、利用者又は家族にその内容を説明し、交付します。計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告します。

7 訪問リハビリテーションのための診察

定期的（3月毎）に当事業所の医師が訪問の上、利用者の心身の状態を確認し必要に応じてリハビリテーション計画書を見直します。

8 衛生管理等

- 1 担当理学療法士の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- 2 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- 3 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底しています。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従事者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

9 身分証明書の携行

訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）を行う者は、当院が発行する身分証を常に携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時はいつでも身分証を提示します。

10 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業所は利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下従業者という）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続する。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため従業者である期間及び従業者でなくなった後においてもその秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
② 個人情報の保護について	① 事業者は利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。また利用者の家族についても同様とする。 ② 事業者は利用者及びその家族に関する個人情報が含まれている記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとする。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとする。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となる。）

11 心身の状況の把握

訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービスの提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、病歴、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

12 居宅介護支援事業者等との連携

訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービスの提供に当たり、居宅介護支援事業者及び保険医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。また、サービス提供契約が終了した場合においても、居宅支援事業者に対する情報提供及び保険医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めるものとします。

13 サービス提供の記録

サービス提供の記録については5年間保管します。また利用者様又は家族様に限り、記録の閲覧及び写しの交付（実費をご負担いただきます）が可能です。

14 業務継続に向けた取り組み

感染症や災害が発生した場合であっても、利用者様と担当職員を守りながら必要なサービスを継続的に提供するため、業務計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。

○感染症の発生及びまん延防止に関する下記の措置を実施します。

- ① 感染対策委員会の開催
- ② 感染症及びまん延防止のための指針とマニュアルの整備
- ③ 感染症及びまん延防止のための研修及び訓練を年に1回以上実施。
- ④ 専任担当者の配置

感染症防止に関する専任担当者	看護師 姉川 信吉
----------------	-----------

○自然災害に関する下記の措置を実施します。

- ① 自然災害時のためのマニュアルの整備
- ② 自然災害時のための研修と訓練を年に1回以上実施。
- ③ 専任担当者の配置

自然災害時に関する専任担当者	理学療法士 多谷 美恵
----------------	-------------

15 虐待防止及び身体拘束適正化について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために次に掲げるとおり必要な措置を講じています。

- ① 虐待防止及び身体拘束適正化のための指針を整備。
- ② 虐待防止及び身体拘束適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業員に周知徹底。
- ③ 従業員に対して、虐待防止及び身体拘束適正化のための定期的な研修の実施。
- ④ サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに市町村に通報する。
- ⑤ 虐待防止及び身体拘束適正化に関する担当者の配置。

虐待防止等に関する専任担当者	社会福祉士 野坂 美さき
----------------	--------------

16 緊急時における対応方法について

訪問リハビリテーション等の提供に当たるものは、サービス提供時間に利用者に病状の急変その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて急変時の対応を行い、家族、担当介護支援専門員、事業者へ連絡する。

17 事故発生時の対応方法について

- ① 利用者に対する訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ② 事業者は前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。
- ③ 事業者は利用者に対する訪問リハビリテーションの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います

なお、当事業者は三井住友海上火災保険株式会社の損害賠償保険に加入しています。

緊急時連絡先

当事業者におけるサービスの提供中に、ご利用者様に容体の変化などがあった場合は、事前の打ち合わせによる、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者など、関係各位へ連絡します。

主 治 医	病 院 名	
	主治医氏名	
	連 絡 先	
ご 家 族	氏 名	(続柄：)
	連 絡 先	
緊急連絡先	氏 名	(続柄：)
	連 絡 先	
主治医・ご家族などへの 連 絡 基 準		

18 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

提供した訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）に係わる利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 にしき記念病院	窓口担当：野坂 美さき 受付時間：9：00～17：30 電話番号：079-593-1352
【市町村の窓口】 丹波篠山市 介護保険係	所在地：丹波篠山市北新町 41 受付時間：9：00～17：15 電話番号：079-552-1111
兵庫県国民健康保険団体連合会	所在地：神戸市中央区三宮 1 丁目 9 番 1-1801 号 受付時間：9：00～17：15 電話番号：078-332-5617

【事業所】

住 所：兵庫県丹波篠山市西谷 575-1

電話番号：079-593-1352

事業所名：にしき記念病院

代 表 者：井手 通雄

(指定番号 2811401047)

担当者_____より、重要事項説明書の内容について説明を受け、了承しました。

年 月 日

【ご利用者】住 所_____

氏 名_____印

【代理人】住 所_____

氏 名_____印(続柄)

署名代行理由：